

2019 年度  
事業報告書

公益財団法人 日本医療総合研究所

## 2019 年度事業報告書

公益財団法人日本医療総合研究所  
2020 年 5 月 23 日  
第 28 回定例理事会

### <1> 法人の状況に関する重要な事項

#### 1. 公益事業全般と法人運営

近年、ガバナンスのあり方が問われている中で、公益法人も国民から信頼を寄せてもらうためには、民間公益活動を実施する団体として自律的な取り組みが求められている。こうした中で、法人事業を健全に遂行するために、第 8 回定時評議員会を 2019 年 6 月 21 日に開催、理事会は第 22 回定例理事会を 2019 年 5 月 25 日、第 23 回臨時理事会を 10 月 26 日、第 24 回定例理事会を 2020 年 3 月 7 日に開催し、公益法人としての適切な運営、公益事業の活発化と円滑な遂行、公益法人会計基準に則った会計処理に努めた。

また、内部統制システムの確立のため、2020 年度以降の法令改正に対応した職員就業規則など、諸規則・規程の改正を図りながら、必要となる書類等の整備や管理体制の強化を進めた。消防計画に基づく自衛消防訓練を 2019 年 8 月 5 日に総合訓練（初期消火訓練を含む）、12 月 18 日に部分訓練を実施し、防火・防災管理に努めた。

#### 2. 事業

##### (1) 「保健・医療・介護・福祉に関する調査研究」事業

保健・医療・介護・福祉の発展に資する知見を提供し、その調査研究成果の社会的活用により、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。この分野の専門家・実務家・有資格者からなる研究・研修委員会のメンバーを中心に、社会的に重要と考えられるテーマを設定し、調査研究に取り組んでいる。

調査結果・研究成果の内容は、季刊発行している『国民医療』に掲載し、広く普及した。

2019 年度に取り組んだ事項の具体例を挙げると、「医療動向モニタリング小委員会」を 5 回開催（2019 年 5 月 24 日、8 月 23 日、10 月 25 日、12 月 20 日、2020 年 3 月 6 日）し、（ア）医療提供体制の再編に関する動向、（イ）介護保険制度改正と動向、（ウ）医師養成をめぐる動向、（エ）国民健康保険をめぐる動向、（オ）税・社会保障改革に関する動向、（カ）医療労働・医療労働組合をめぐる動向などをモニターした。ホームページ上に「ニューズレター」14～20 号をアップした。

「医療学習会の効果に関する研究部会」は、医療分野の学習会の効果を継続的に測定し分析する初めての研究であり、分析の結果は今後の講演会や学習会のあり方を決定づける重要なものとなる。医療関係者ではない地域住民、特に高齢者も対象に医療に関する学習会を開催することで安心・安全な暮らしの実現に寄与することができる。2019 年度は、2019 年 6 月 8 日に「社会保障改革の動向と狙いー高齢者分野に焦点を当てて」を演題に、「弘前市の介護保険をよくする会」での講演会において、講演を実施した。終年度に当たり、これまで実施した調査の結果を分析し、調査ごとの差異や特徴などについて明らかにし、日本医療総合研究所が担う学習会（講演、基調報告、シンポジウム）のための提言を行う

予定である。第3回調査結果の報告を『国民医療』No.344に掲載した。

「新たな医療提供体制再編下の地域医療に関する研究部会」は、愛知県（必要に応じて東海地域）を研究対象地域として選定し、新たな医療提供体制の再編下での地域医療の課題を整理するとともに、地域住民、地方自治体にとってあるべき医療提供体制、地域医療の構築を展望することを目的に設置された研究部会である。2019年度は、2019年12月7日に研究部会を開催し、厚労省が9月26日に公立・公的医療機関等424病院について、再編・統合など具体的対応方針の再検証を要請する病院名を公表したなかで、東三河地域、西尾張・名古屋市内、東三河の地域医療提供体制の再編状況について、実態把握に努めた。今後、医療機関、自治体へのヒアリング調査を行うことを計画している。

【定款上の根拠】第4条第1項第1号

【直接の対象者】特になし

## (2) 「保健・医療・介護・福祉に関する医療研究全国集会」事業

保健・医療・介護・福祉についての専門的知識を普及し、サービスの向上をはかることにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。この事業は日本医療労働組合連合会と当法人とで医療研究全国集会組織委員会を結成し、毎年、日本全国各地を開催地として、保健等に関する事項をテーマに全国から参加者を集め、講演、分科会、市民フォーラムを行っている。開催地の保健・医療・介護・福祉関係者の参画も得ながら、組織委員会で具体的な事項を決定し、実施している。

2019年6月14日（金）から15日（土）の2日間、三重県・津市において第46回医療研究全国集会を開催した。参加者は789人であった。集会は、「三重県うたごえ協議会」による混声合唱「いのちひからせて」のオープニング、記念講演「自治体戦略2040構想は地域医療・介護に何をもちたすか」、基調報告、基調フォーラム「地域医療構想、医療計画等が進められている中で、地域住民の医療や介護をめぐる現在の状況や課題について」、18分科会及び動く分科会を日程の柱に、メインスローガンに掲げた「国民と広く連帯し、患者・地域住民と医療・介護・福祉労働者の人権・いのちの尊厳を守る」ための実践と研究発表、活動交流の場となり、医療・介護・福祉の充実と地域医療・介護・福祉の課題が検討された。

【定款上の根拠】第4条第1項第2号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

## (3) 「保健・医療・介護・福祉に関する講座・セミナー・シンポジウム・研修会・研究集会」事業

保健等分野の関係者向けに、保健等についての専門的知識を普及し、サービスの向上をはかること、また、一般市民や学生向けに知識の普及啓発をはかることにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。

「研究報告会」は、当法人協力研究員をはじめとする研究者による日頃の研究成果の発表を受け、保健・医療・介護・福祉等をめぐる現状と今後の課題を明らかにすることによって、誰もが質の良い安全・安心の保健等サービスを楽しむことができる社会への道筋を探るものである。

2019年8月24日(土)に東京で開催した「研究報告会2019」は、3名の研究者(協力研究員)「(ア)介護保険優先原則問題からみる社会福祉制度の課題」(日本障害者センター事務局次長・理事・山崎光弘氏)、「(イ)介護保険制度における保険者機能の強化と地域差に関する考察」(釧路公立大学経済学部准教授・大澤理沙氏)、「(ウ)高齢期における自殺の現状と課題」(みえ医療福祉生活協同組合・田中武士氏)による研究報告と熱心な意見交換が行われた。参加者は21名であった。

「医療・介護フォーラム」は、医療・介護関係者を対象に、医療・介護の質を高めることに役立つ知識を提供し、医療・介護の質の向上をはかるものである。

2019年12月21日(土)に東京で開催した「医療・介護フォーラム2019」は、「『住み続ける権利』を旧沢内村の実践から学ぶ」をテーマに、磯野博氏(静岡福祉医療専門学校総合福祉学科長・居住福祉研究部会部会員)が企画趣旨説明・問題提起を行い、2名のパネリスト((ア)「旧沢内村の保健・医療の実践と今後の課題」元沢内病院院長・増田進氏、(イ)「『住み続ける権利』を旧沢内村の実践を通して考える」元沢内村社会福祉協議会事務局長・高橋典成氏)による報告が行われ、討論では、井上英夫氏(金沢大学名誉教授)をコーディネーターに、参加者らとの活発なディスカッションが行われた。参加者は33名であった。

【定款上の根拠】第4条第1項第2号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

#### (4) 「定期刊行物の発行その他の出版活動」事業

定期刊行物『国民医療』をはじめ、当法人の研究活動の成果など、保健等サービスの向上に資する出版物を発行することにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。

『国民医療』の発行は、保健等に関する調査研究の成果を知らせることにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。

2020年3月現在、通算345号を数え、調査研究活動の報告、研究者・専門家の論文、賛助会員の寄稿、海外情報などの提供を行っている。現在の発行部数は、1050部。

【定款上の根拠】第4条第1項第3号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

#### (5) 「日本医療労働会館の管理運営」事業

(7) 記載の事務所スペースを貸与しているこの法人の目的と同様の目的の事業を行う関係団体の活動が円滑に行えるよう会館管理委員会を通じて、適切な会館管理・運営を行い、さらに、大規模震災時には、避難者の一時避難・救護場所として会館を一般に開放する事業である。

2019年度は、会館管理委員会を3回(2019年6月27日、10月24日、2020年2月20日)開催し、適切な会館の管理・運営に努めた。会館を一時避難・救護場所として一般に開放すべき震災は今年度はなかった。

【定款上の根拠】第4条第1項、第7号、第8号

【直接の対象者】市民一般

## (6) 「保健・医療・介護・福祉に関する研究に対する助成」事業

保健等に関する学術研究の促進を図り、その研究成果の社会的活用により、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。助成対象者は、当法人の目的にかなうと認められる研究を行う者で、当法人が設置する研究・研修委員会において、保健等分野の学術研究及び社会状況を踏まえ、必要と考えられる研究を実施するのに適した研究者を選定し、理事会で承認して資金援助を行う。非応募型の助成である。

2019年度は、個人研究助成として9名の協力研究員に研究助成を行っている。

助成成果の内容は、今後、『国民医療』に掲載する予定である。なお、2019年度に発行した『国民医療』には研究成果論文を5本掲載している。

【定款上の根拠】第4条第1項第5号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

## (7) 「この法人の目的と同様の目的の事業を行う関係団体に対する支援及び連携」事業

この法人の目的と同様の目的の事業を行う関係団体に対する支援及び連携を通して、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。現在、具体的には、労働団体等への事務スペースの貸与と「国民の医薬シンポジウム」及び「地方自治研究全国集会」支援を行っている。

まず、保健等に関する当法人と同様の目的の活動を行っている労働団体に事務スペースを貸与している。これは、調査研究、医療研究全国集会、講座・セミナー・シンポジウム・研修会・研究集会等の事業に関して、日常的に、密接に連携し、また、事務所として利用できる事務スペースを提供することにより相手方の同様の目的の活動を支援するためである。東日本大震災に際しては、会館から当法人と入居団体による救援隊が出発した。

その他、労働団体ではないが、社会保障制度の現状・実態を広く明らかにし、社会保障制度を改善・拡充する運動と事業を推進する団体の活動を支援するため事務スペースを提供している。

現在の入居団体は、「保健や医療・福祉に携わる労働者の生活と権利を守り、国民医療の向上と社会保障の拡充を実現することを目的とする」（日本医療労働組合連合会規約第4条）わが国で唯一の医療産業別全国組織である労働団体・日本医療労働組合連合会（日本医労連）をはじめとする9団体である。

なお、入居団体の関係者は、理事にも在籍し、当法人の運営と事業を積極的に推進している。ただし、理事会全体に占める割合は3分の1を下回っている。

次に、「国民の医薬シンポジウム」支援事業は、医薬に関する専門的知識を普及し、薬の安全確保と薬害防止につながる活動を促進することをはかる事業である。当法人は、「国民の医薬シンポジウム」実行委員会（副実行委員長に片平評議員及び宮地理事）に参画し、実行委員会の一翼を支えている。

12月15日には「第28回国民の医薬シンポジウム」が東京で開催され、午前は講演（「日本の社会保障の現状と政府がめざすものを問う」横山壽一（佛教大学社会福祉学部教授・当財団副理事長）、午後は「薬機法が示す方向性と薬剤師が果たす役割」をテーマにしたシンポジウムが行われ、議論が交わされた。参加者は65名であった。

また、「地方自治研究全国集会」支援事業は、憲法を住民のくらしと地方自治にいかすために、住民、労働者、自営業者、地方議員、研究者と自治体・公務公共関係労働者（労働組合）が共同して研究、交流、討論を行い、その時々的情勢の中で、住民本位の政治、地方自治を実現するために政策・運動の展望を示す全国集会事業である。当法人は、「地方自治研究全国集会」21団体共同実行委員会（共同実行委員に鎌倉専務理事、分科会助言者に長友理事）に参画し、実行委員会の一翼を支えている。

2019年度は、2020年10月開催予定の「第15回地方自治研究全国集会 in 岩手」に向けた共同実行委員会が4回（5月30日、8月2日、11月30日、3月26日）開催された。また、第8分科会「安心して暮らせる地域医療と自治体病院の役割」の運営委員会が3月7日に開催された。

【定款上の根拠】第4条第1項第2号、第4号、第6号

【直接の対象者】事務スペースの貸与については、この法人の目的と同様の目的の事業を行う労働団体等「国民の医薬シンポジウム」及び「地方自治研究全国集会」については、市民一般が参加できる。

### 3. 財源等

当法人は、土地374.76平方メートル（東京都台東区入谷一丁目230番地3、230番地1、230番地8）、建物「日本医療労働会館」（鉄骨造陸屋根8階建）延床面積1981.87平方メートルを所有し、定款に定める事業を行っているが、建設に当たって国や地方団体からの助成は受けていない。

事業活動の財源は、賛助会員からの賛助会費、寄附金、出版物の販売収入、講座等の参加料収入、助成金、自動販売機売上歩合などの収益事業収入によるものである。

### 4. 業務委託

会館の保守管理業務、エレベーターの保守・管理、清掃等は専門業者に業務委託している。『国民医療』の印刷は、印刷専門業者に業務委託している。

### 5. 財政状況（会館の保全及び修繕の見込みを含む。）

直前3事業年度の財産及び損益の状況

（単位：円）

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (当事業年度)
経常収益	61,118,691	59,038,158	62,904,431	60,376,317
評価損益等調整前 当期経営増減額	5,319,725	2,223,349	3,664,499	4,638,729
当期経常増減額	5,319,725	2,223,349	3,664,499	4,638,729
正味財産期末残高	927,454,598	936,677,947	944,326,006	955,964,735

### 6. 重要な契約に関する事項

- (1) 電力供給もとである東京ガス株式会社との契約期間について、2019年11月27日、1年間契約（自動更新）から3年間契約（自動更新）へと変更し締結した。

## (2) ノートパソコンのリース契約

契約年月日	令和元年 12 月 10 日
相手方	日立キャピタル NBL 株式会社
契約の概要	①リース期間 60 ヶ月
	②リース料総額 198,000 円 (税別)
	③月額リース料 3,300 円 (税別)

## 7. 賛助会員の状況

賛助会員数の 3 年間の変化を見ると、年々減少し、財政的にも厳しくなっている。

(3 月 31 日現在)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
個人会員	117	106	103
団体会員	181	179	179

事業活動の維持・発展のための財源確保（寄附金及び賛助会費）が引き続きの課題となっている。賛助会員（団体、個人）拡大のための宣伝ツールの作成、各種集会・イベントでの宣伝をはじめ、賛助会員増加に向けたさらなる取り組みや工夫が求められている。

## 8. 事務局運営の状況

公益法人として自己規律の発揮と適正な事業実施が求められているなか、財団事業の健全な発展をめざし、昨年度に引き続いて、内部統制システムの確立のために、諸規則・規程の制定・改正を図りながら必要となる書類等の整備や管理体制の強化を進めた。また、原則月 1 回の定例事務局会議を開催し、適正な業務分担となるよう心がけ公益法人にふさわしい事務局運営に努めた。

## 9. 令和元年（2019）年度の事業と担当理事、事務局の分掌

理事長	森田しのぶ	副理事長	横山 壽一	専務理事	鎌倉 幸孝
理事	長友 薫輝	理事	志村 新	理事	宮地 典子
監事	大木進次郎	監事	青山 光		

### (1) 事業担当

#### (ア) 調査研究事業

◎横山副理事長、長友理事、

#### (イ) 医療研究全国集会事業

◎鎌倉専務理事、横山副理事長、宮地理事

#### (ウ) 「講座・セミナー・シンポジウム・研修会・研究集会」事業

◎横山副理事長、長友理事、鎌倉専務理事

#### (エ) 出版活動事業

◎長友理事、横山副理事長

- (オ) 日本医療労働会館の管理運営事業
  - ◎鎌倉専務理事、志村理事
- (カ) 研究に対する助成事業
  - ◎横山副理事長、長友理事
- (キ) 関係団体に対する支援及び連携事業
  - ◎鎌倉専務理事、森田理事長、宮地理事

(2) 事務局

- (ア) 事務局長（常勤） 鎌倉幸孝
  - 業務処理統括、会計管理統括、医療研究全国集会、研究報告会、医療・介護フォーラム
- (イ) 部長（常勤） 中村純一
  - 総務担当（責任者）、『国民医療』編集、研究報告会、医療・介護フォーラム、評議員選定委員
- (ウ) 財務（常勤） 志村文子
  - 出納担当（責任者）、会計業務一般
- (エ) 庶務（常勤） 津吹 務
  - 会館管理業務、資料室管理、ホームページ管理、『国民医療』編集、医療研究全国集会
- (オ) 木村圭人（2020年1月16日～）
  - 会館管理業務、会計業務一般、資料室管理、医療研究全国集会

**<2> 内部統制システムの整備に関する決定・決議の状況**

1. 内部統制システム整備に関する基本方針

当法人は、一般社団・財団法人法施行規則を参照し、「内部統制システム整備に関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりであります。

.....

「内部統制システム整備に関する基本方針」

1. 理事・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（一般法人法 90条4項5号、同法施行規則14条4号）
  - (1) コンプライアンス体制の基礎として、倫理規程、公益通報者保護規程等の規程を定め、職員相互間の適切な監督体制を創設する。
  - (2) 理事が他の理事の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監事に報告するなどガバナンス体制を強化する。
  - (3) 職員の法令・定款違反行為については、就業規則に従い処分を決定する。
  - (4) 監事は、監事監査規則に基づき、理事会への出席、業務執行調査などを通じ、理事の職務執行の監査を行う。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（一般法人法施行規則14条1号）
  - (1) 理事は、評議員会、理事会その他重要な会議の議事録を、法令及び関係規程に従い作成し、適切に保存・管理する。



- (2) 理事長及び業務執行理事は、法令に従い自己の職務執行状況を理事会に報告する。
  - (3) 理事は、法人の事業運営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、内部規程・規則等は適切に保存し、管理する。
  - (4) 理事及び監事は、いつでもこれらの情報を閲覧又は謄写することができる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（一般法人法施行規則 14 条 2 号）
    - (1) リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
  4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（一般法人法施行規則 14 条 3 号）
    - (1) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例理事会を原則年 2 回開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。
    - (2) 理事会の決定に基づく業務執行については、それぞれの責任者及びその権限、執行手続について定める。
    - (3) 理事は、各部門の事業計画及び予算申請を踏まえ、必要な資源の配分の決定又は見直しを行い、効率的な運営を確保する。
  5. 監事の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の理事からの独立性に関する事項及び監事の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（一般法人法施行規則 14 条 5 号、6 号、7 号）
    - (1) 監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、当法人は当法人の使用人（職員）から、監事補助者を任命するものとする。
    - (2) 当該使用人は、職務執行に当たっては監事の指揮命令を受け、理事の指揮命令を受けない。
    - (3) 当該使用人の人事評価・異動・懲戒等については監事の事前同意を得た上で、機関決定し、理事からの独立性を確保する。
    - (4) 監事補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。
  6. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（一般法人法施行規則 14 条 10 号）
    - (1) 監事の職務の執行について生ずる費用について、前払又は償還を求められた際には、必要な見積書又は証憑の提示を求め、会計処理規程に別に定める手続にしたがって処理することとする。その他の監事の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理についても、これに準じることとする。
  7. 理事及び使用人が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制及び監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制（一般法人法施行規則 14 条 8 号、9 号、11 号）
    - (1) 理事及び使用人は、随時、その職務の執行状況について監事に報告する。監事は、いつでも必要に応じて、理事及び使用人に対して報告を求めることができる。
    - (2) 理事は、公益通報者保護規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監事への適切な報告体制を確保する。
    - (3) 監事に報告した者の人事評価・異動・懲戒等（以下「懲戒等」という。）については監事の事前同意を得た上で、機関決定することとし、また、監事から、当該報告者の懲戒等についてその事後に

異議が申し述べられたときは、懲戒等を撤回又は訂正することとして、当該報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

(4) 監事は、必要に応じて、理事会、評議員会その他の重要な会議に出席し、当法人の業務執行に関する報告を受けることができる。

(5) 監査を実効的に行うために、理事長、業務執行理事それぞれとの間で定期的に意見交換を行う。

.....

## 2. 当期における主な取り組み

### (1) 会計監査

公益財団法人としての健全な管理・運営を遂行するため、監査計画を立て、2019年5月16日に会計監査を実施した。

### (2) 規程類の整備の推進

既存の規則・規程類について所要の見直しを行った。2019年度に改正した規則・規程類は次のとおり。

(ア) 職員就業規則

(イ) 職員賃金規程

### 事業報告の附属明細書

重要な事項は、事業報告に記載した。